

## 筋ジストロフィーのある大学生への修学支援 —合理的配慮提供プロセスの観点から—

吉永崇史† 桶谷文哲† 西村優紀美†‡ 水野薫† 日下部貴史† 斎藤清二†‡  
†富山大学学生支援センター ‡富山大学保健管理センター

Coursework Support for a University Student with Progressive Muscular Dystrophy:  
From the View Point of Providing Reasonable Accommodation

Takashi Yoshinaga†, Fuminori Oketani†, Yukimi Nishimura†‡, Kaoru Mizuno†,  
Takashi Kusakabe† and Seiji Saito†‡  
†Student Support Center ‡Center for Health Care and Human Sciences of Toyama

キーワード：障害学生修学支援、筋ジストロフィー、合理的配慮

本稿では、富山大学における筋ジストロフィーのある学生への修学支援活動を描写し、その分析を通じて明らかになった障害学生への修学支援を通じた合理的配慮提供プロセスと今後の課題について考察する。

### 1. はじめに

本邦において、大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等）における障害学生への修学支援は、これまで包括的な法整備がなされないまま、文部科学省からの一定の財政支援を受けつつも、基本的には各大学における自主的な取組みを基に行われてきた。その一方で、全国での障害学生支援の底上げを図る取組みについては、日本学生支援機構が主に担ってきた。

日本学生支援機構は、平成18（2006）年10月に障害学生修学支援ネットワーク事業<sup>1)</sup>を立ち上げ、下記の3つの事業を展開し、各大学等における障害学生支援の取組みを支援してきた。(1) 相談事業：各地域ブロックに位置する拠点校等が大学等の教職員に対して障害学生の修学支援に関する相談に応じる、(2) 研修事業：支援を必要とする学生に対する研修事業などのプログラム（カリキュラム）開発を行なう、(3) 研究推進事業：

単独の大学だけでは対応が困難な課題などについて、各機関が有機的に連携をしながら具体的な支援策の研究を促進できる環境づくりを行なうとともに、研究の成果を多くの大学等に提供する。

同時に、日本学生支援機構は、大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査<sup>2)</sup>や、教職員のための障害学生修学支援ガイドの発行<sup>3)</sup>を通じて、大学等の障害学生への修学支援についての実態把握や、啓発活動を行ってきた。

平成24（2012）年6月からは、文部科学省高等教育局において「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」（以下、検討会）が設置され、大学等における障害学生支援の在り方の議論が行われ、平成24（2012）年12月には、第一次とりまとめが報告された。<sup>4)</sup> 検討会では、(1) 大学等が障害学生に対して合理的配慮を提供すること、(2) 大学等が障害を理由に入学を拒否しないことを原則として受入れ体制を明確にするために広く情報

公開（入試における配慮の内容、大学構内のバリアフリー状況、入学後の支援内容・支援体制、受入れ実績）を行うこと、の2点を軸に議論が行われた。

これらの行政上の動きにある背景として、平成18（2006）年12月に国連総会で採択された障害者権利条約（平成20（2008）年5月に発効、日本政府は平成19（2007）年9月に署名）の批准に向けた、日本政府による法的整備への積極的な取り組みがある。平成23（2011）年8月に障害者基本法が改正されたことを受け、平成24（2012）年9月に公表された障害者政策委員会差別禁止部会の意見<sup>5)</sup>には、(1) 不均等待遇：障害又は障害に関連する事由を理由とする差別、排除又は制限その他の異なる取り扱い、(2) 合理的配慮の不提供：障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整（＝合理的配慮）を行わないこと、の2つが障害に基づく差別に当たることが明記された。日本政府は、今後、差別禁止部会の意見を基に「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」案を作成し、平成25（2013）年度に国会への提出を目指すとしている。

上記の動きからは、大学等における障害学生への修学支援の取組みを確かなものとし、法的整備も含めて社会的な合意形成を進めていく行政サイドの意図が透けて見える。その一方で、依然として、大学等が主体的に障害学生への修学支援に不可欠な設備のバリアフリー化推進や合理的配慮の提供を行う際にかかるコスト負担について、どの程度大学等が担うべきかとの議論の開始には至っていない。

本稿では、上記の背景の下、平成24（2012）年度に富山大学で行われた筋ジストロフィーのある学生Aさんへの修学支援活動を描写するとともに、当活動で得られた経験に基づく大学等の障害学生に対する合理的配慮提供プロセスと今後の課題について考察する。

## 2. 学生Aさんへの修学支援の背景

以下では、学生Aさんへの修学支援の背景として、Aさんの抱える困難さの概要、Aさんへの修学支援の開始時における富山大学における障害学生支援体制、およびアクセシビリティ・コミュニケーション支援室の体制と業務内容について記述する。

### 2-1. 学生Aさんの抱える困難さの概要

Aさんは、平成24年（2012）4月に富山大学の理学学部に入學した女子学生である。Aさんには、筋ジストロフィー（非福山型）という全身の筋力低下が進行していく疾患がある。そのため、電動車椅子を使った移動が不可欠であり、車椅子に座ったままの講義の受講が必要である。呼吸器の筋力の衰えにより、常時酸素吸入が必要であり、体内に溜まった二酸化炭素を排出するための人工呼吸器の利用が定期的に必要状態にある。また、上肢の力がほとんどないために、分厚い教科書をかばんから取り出すこと等の細かな運動に困難が生じる。Aさんの疾患は進行性であるとされているが、どのように進行していくのかは予測が立たず、今のところ根本的な治療の方法はない。

### 2-2. 富山大学における障害学生支援の体制

富山大学では、学生支援センターアクセシビリティ・コミュニケーション支援室（以下、支援室）が、障害学生への修学支援のコア組織となり、関係部署との連携を図って全学的な取組みが行われている。

富山大学では、支援室の発足前までは学部毎に障害学生支援が行われてきた。例えば、人間発達科学部（旧教育学部）では、視覚障害のある学生および聴覚障害のある学生が入學したことを契機として、教職員による配慮の提供や、学部学生によるピアサポーターの組織づくりが行われてきた。

そのような中で、平成19（2007）年に学生支援GP（「オフ」と「オン」）の調和による学生支援—高機能発達障害傾向を持つ学生への支援シス

テムを中核として一)が採択され、その実行部署として、平成19(2007)年11月に富山大学学生支援センター内に支援室(当時はトータルコミュニケーション支援室)が設置された。

支援室は、保健管理センターや学部・教養教育との連携体制を確立し、発達障害学生支援を先行させる形で、全学的な障害学生支援をスタートさせた。この動きと並行して、平成20(2008)年10月には、博士課程を持つ生命融合科学教育部が人間発達科学部における支援活動を引継ぐ形で身体障害学生支援室を設置した。その結果、生命融合科学教育部および人間発達科学部に在籍する身体障害学生の支援が展開されるようになった。

平成21(2009)年9月には、発達障害学生支援と身体障害学生支援が統合する形で、学生支援センター内にアクセシビリティ・コミュニケーション支援室が設置された。

### 2.3. アクセシビリティ・コミュニケーション支援室の体制と業務内容

Aさんへの修学支援の開始時点において、支援室の業務に直接関わるスタッフ(兼任含む)は、8名(専任教員2名、専任コーディネーター2名、兼任教員2名、事務・技術補佐員2名)であり、これらのスタッフが、富山大学に存在する3つのキャンパスにおける支援室業務をカバーしていた。その他に、支援室員としてさらに兼任教員3名が支援室運営に協力していた。

支援室には、トータルコミュニケーション支援部門と身体障害学生支援部門が設置されていた。トータルコミュニケーション支援部門では、すべての学生を対象として社会的コミュニケーションの問題や困難さの包括的な支援を行っており、主に発達障害学生の支援と学内SNSを活用したオンライン学生支援の業務を担当していた。一方、身体障害学生支援部門では、視覚障害および聴覚障害のある学生を対象とした支援、身体障害のある学生を支援する学生(以下、学生ピアサポーター)の養成、アクセシビリティリーダー育成プログラム運営といった業務を担当していた。

支援室では、Aさんの入学直後においてAさんも含めて35名の障害学生を支援していたが、そのうち31名が発達障害学生であった。支援室における平成23(2011)年度の相談・支援件数は1,900件強(障害のない学生への支援も含む)に上り、その相談内容は、履修・大学生活・就職活動等のスケジュール管理、人間関係・コミュニケーション上の問題や不安への対応、自己・特性理解への支援等であった。加えて、本人の相談内容によっては、教職員との連携による合理的配慮の提供を行っていた。

上記のように、Aさんの入学時までの支援室の業務は、主に発達障害学生への修学支援が中心であった。また、身体障害学生の支援についても、視覚障害および聴覚障害のある学生への支援活動に限定されており、Aさんのような肢体が不自由のため車椅子を使用する学生への支援経験はなかった。Aさんにはどのような支援が必要なのか、その支援にかかるエネルギーがどれくらいなのか、Aさん以外の障害学生の支援と両立できるのか、等の見通しが立たない状況において、まずは、支援室内のリソースを結集する必要があった。その結果、現場レベルにおいては、支援室内のトータルコミュニケーション支援部門と身体障害学生支援部門の一体化を図り、各スタッフがこれまで担ってきた役割にこだわらずに、支援活動を柔軟に行う方針が確認された。

### 3. Aさんへの修学支援活動

以下では、支援室スタッフが行ったAさんへの修学支援活動について、3つの期に分けて記述する。第Ⅰ期は、入学直前から直後にかけての約1ヶ月に及ぶ期間で、当期においてAさんへの修学支援活動の骨格が形作られた。第Ⅱ期では、5ヵ月間に及ぶ修学支援活動の安定を図った期間であり、かつ、中長期的な見通しの下での支援活動の持続可能性について、学内の設備改修も含めて議論がなされた時期であった。第Ⅲ期では、トイレ介助といった新しい支援の形態を試行するとともに、AさんやAさんの保護者との対話を深化する

試みを行っている。

### 3-1. I 期：入学直前から直後にかけての修学支援 (2012年4月)

Aさんの富山大学への入学は、他の学生と同様に2012年3月下旬に決定した。また、Aさんは、合格当時は県外に居住していたため、健康管理上、入学前に来学して修学支援の打ち合わせを行うことは不可能であった。そのため、支援室は、入学直前の保護者やAさんの所属学部との打ち合わせで得られた最低限の情報を頼りに、Aさんへの修学支援の形づくりに早急に着手する必要に迫られた。

支援室では、これまで発達障害学生を対象として、入学直前後から概ね1ヶ月間を目処とした大学の修学環境に適応するための移行支援を集中的に行ってきた。<sup>6)</sup> この経験から、支援室スタッフは、修学支援の要は修学スケジュール管理にあり、修学スケジュール管理は受講する講義の時間割に大きく影響されることを理解していた。そのことから、支援室スタッフは、Aさんが所属する学部や教養教育部門の教務担当教職員と連携して、時間割をAさんと一緒に作成することを最初の支援目標として設定した。

「時間割作成」の目標を定めると、調整しなければならぬ事柄が次々に明らかになった。まず、Aさんがどの程度自力での移動が可能かどうかや、車椅子のまま入室し、受講することのできる教室について調査する必要がある。次に、講義と講義の間の休憩時間（15分）の間に教室間の移動が可能かどうかや、講義のない時間帯に人工呼吸器を使用する適切なタイミングについても検討する必要がある。そこで、支援室スタッフは、教務担当教職員と連携して、Aさんが受講する可能性のある講義に割り当てられた教室のアクセスや教室内レイアウトを一つひとつ確認する作業を行った。

Aさんの受講する講義は、学部のオリエンテーションでの説明、Aさんの助言教員による履修指導、および支援室スタッフが確認した内容とのす

り合わせを経て、Aさんの意思に基づいて決定された。支援室スタッフおよび教務担当の教職員は、作成された時間割に基づいて、教室内へのアクセスや教室間の移動時間を考慮し、必要な教室変更の調整を行った。

時間割が作成されると、Aさんが受講する全ての講義の担当教員へ合理的配慮要請を行うことが次の支援目標となった。合理的配慮要請のためには、Aさんからの聞き取りを行い、必要かつ教員にとって過重な負担を伴わない配慮を定めて文書化する必要があった。Aさんにとって大学での講義の受講は初めての経験であり、そこで直面する困難や支援ニーズを事前に明確にイメージできるわけではなかった。そのために、支援室スタッフが「時間割作成」のために調整を行った過程で得られた情報や、これまでの発達障害学生支援で得られた履修ノウハウをAさんに提供しつつ、Aさんからの聞き取り内容と合わせて、講義担当教員に理解してほしいことや、配慮の内容、不測の事態における対応方法について一つひとつ明示化していった。このようにして作成された文書に基づき、講義開始直前までに、支援室スタッフによって全ての講義担当教員に対面での説明が行われ、必要に応じて質疑応答が行われた。また、入学時オリエンテーションの機会を利用して、Aさんの所属する学部の同学年の学生に対して、支援室スタッフから、Aさんの疾患の内容、それにより周囲のサポートが必要であること、できる範囲でサポートに協力してほしい旨の呼びかけを、Aさんの同意を得て行った。

入学時オリエンテーション期間が終わり、実際に講義が開始されてからは、支援室スタッフが、Aさんが受講する講義の開始前および終了後に同行し、移動支援のニーズについて実際に確かめた。授業開始後に教室変更の調整が必要となった講義もあったため、結果としてAさんが受講した講義の約8割が教室変更となった。

Aさんは自力での移動は困難であるため、Aさんの両親が通学支援、大学構内での移動介助、およびトイレや食事などの生活介助を行っている。

大学では、両親による大学構内での介助や、講義のない時間帯での人工呼吸器使用の便宜を図るため、学内に3ヶ所の休憩室を提供した。

また、支援室スタッフは、発達障害学生支援のノウハウを活かして、Aさんとの面談を週に1回程度の割合で定期的に行うこととした。このことで、Aさんの支援ニーズや体調等の変化を支援室スタッフが敏感に察知することができた。Aさんは、移動にかかる時間の余裕のなさから他学生と同様の頻度で掲示板を確認することは難しかったため、そのために抜けがちであった履修情報の洩れがないかどうかについても、定期面談の場で確認を行った。支援室スタッフがAさんから聞き取った、ないしAさんの様子から感じ取ったAさんの体調の変化については、細かなことでも逐一保健管理センターに共有され、結果としてAさんの健康管理に資することとなった。

### 3-2. II期：前期および夏季休業中の修学支援 (2012年5月から9月)

5月に入ってAさんへの修学支援の形が明らかになってきたこともあり、支援室では、支援室スタッフが担っていた支援の一部について、学生ピアサポーターを活用することを検討し始めた。Aさんは、教室の出入りや、教室内での車椅子のスペースを確保するために他者の支援が必要であったが、教養科目など、Aさんの事情をよく知らない他学部学生が受講したり、受講生が大人数になったりする講義については、周囲の学生からのサポートを受けにくい状況にあった。このような講義において、同じ講義を受講している学生とは別に、ピアサポーターとして登録している学生が支援することは効果的であるように思われた。支援室スタッフはAさんの同意を得て、支援室に登録している学生ピアサポーターに移動支援の呼びかけを行った。学生ピアサポーターに対する支援として、支援マニュアル作成と配布、支援日時の連絡調整、支援指導を支援室スタッフが行った。

4月上旬に時間に余裕がない中で時間割作成を行った経験を踏まえて、Aさんの後期の時間割作

成の作業は、教務担当教職員の協力の下、前期終了直前に行われることとなった。その結果、各講義の教室割り当て前の段階で、Aさんが利用可能な教室の選定作業を行うことが可能となり、前期に発生した開講直後の教室変更に伴うAさんを含む多くの受講生の負担を軽減することができた。

夏季休業に入ってから、Aさんの大学構内の移動をよりスムーズにするための施設改修の検討が、全学的に開始された。教職員、支援室スタッフ、学生ピアサポーター、保護者等による「人」の支援とのバランスを考慮しながら、主に冬季の積雪時の移動を想定した設備改修を検討することとなった。その結果、当面の間受講の中心となる教養科目の講義が実施される建物のうち、Aさんが頻繁に利用する出入り口の自動ドア化および段差解消と、当該建物に降雨・積雪時においてもスムーズに出入りできるようスロープ上部の屋根の取り付け、の2つの施設改修が承認された。

さらに、Aさんの大学生活における負担の軽減のため、大学によるトイレ介助の支援が検討された。前期中においても、緊急時には保健管理センター職員によるトイレ介助が行われていたが、定期的なトイレ介助は実施していなかった。大学生活を送る上での大学構内での介助の提供は、地方自治体によって格差があり、結果としてAさんは当該の介助を地方自治体から受けられないでいる。狭義の修学以外の生活面での介助を大学が提供するかどうかは、合理的配慮の観点に照らして大学の自主的な判断が求められるが、大学にとって定期的な介助を提供するための人件費の負担は軽いものではない。このような中、トイレに行くことは長時間の受講を可能にするために欠かせない行為であるとの認識の下、後期の期間中において、長時間の受講が必要な曜日（週3日）について、昼休みの時間に学外ヘルパーによるトイレ介助を大学の予算で提供することが認められた。但し、大学がトイレ介助を提供することの妥当性や、Aさんの修学支援への効果を検証するための「試験的な措置」とすることが、後期中において定期的なトイレ介助を実施する条件とされた。

Aさんの健康管理面では、前期に行われた体育の特別講義を通じてAさんのリハビリテーションを担当した大学教員および保健管理センターとの連携により、修学しながらAさんが専門病院においてリハビリテーションが継続して受けられる体制が後期から整った。

当期中に、Aさんへの修学支援によって業務量が大幅に増えた支援室の人員体制の見直しが行われ、その結果、支援室に関わるスタッフが8名から9名へと増員となった（専任教員1名、専任コーディネーター3名、兼任教員2名、事務・技術補佐員3名）。

さらに、障害学生支援の全学的な合意形成を図るため、「富山大学における障害学生支援に関する基本方針」が9月に役員会によって承認され、「支援内容については、障害の内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障害学生と十分な協議を経た上で決定する。」ことが明記された。<sup>7)</sup> その上で、「富山大学における障害学生支援の手引書【身体障害学生版】」を作成し、11月に学生支援センター運営委員会において審議の上承認された。

### 3-3. Ⅲ期：後期中の修学支援（2012年10月以降）

夏季休業期間中の準備を経て、平成24（2012）年10月より後期が開始されたが、目立った混乱もなくAさんへの修学支援が行われている。当期においては、大学が行う支援として、学生ピアサポーターによる移動支援と、学外ヘルパーによるトイレ介助の2つが有効に機能している。さらに、積雪時には、大学教職員の協力により、Aさんの移動ルートの速やかな除雪作業が行われている。

前期までは、Aさんとの定期面談に保護者も同席していたが、後期からは、Aさんの面談と保護者の面談が別々に行われている。発達障害学生支援のノウハウを生かし、Aさんには、Aさん自身による意思決定とその表明を促進するための面談が行われている。その一方、Aさんの保護者とは、Aさんの支援チームの一員としての立場での関わりを持ち、意見交換と役割調整についての打ち合

わせを行っている。

## 4. 学生Aさんへの修学支援活動の考察

これまで肢体不自由のある学生への修学支援経験がなかったにもかかわらず、これまで比較的スムーズにAさんへの修学支援活動が行われてきた理由として、以下の3つのポイントを挙げる事ができる。(1) 入学直前後の集中的な支援、(2) 何について誰が支援すべきかについての速やかな合意形成、(3) 修学状況の変化のモニタリングに基づく支援内容・役割の柔軟な変更。

(1)「入学直前後の集中的な支援」については、支援室がこれまでに重視してきた「移行支援」の考え方をほぼそのままの形で適用した結果として実現したものであった。発達障害学生は環境の変化への適応に困難さがあるために、支援室スタッフは、学生にとっての細かな修学環境の変化についての繊細な気づきが必要であること、その変化の先にある見通しを分かりやすく学生に伝えること、の2点を心得ていた。そのことにより、支援室スタッフが、「筋ジストロフィーのある学生の修学」という、Aさんのみならず大学教職員にとっても予測のつかない近未来の見通しについて想像力を発揮し、関係者が納得できる説明をすることができたのではないだろうか。

また、Aさんの支援に関して短期間（Ⅰ期）に支援室の持つエネルギーを集中的に注ぎこんだことで、結果的にその後の支援にかかるエネルギーを節約することができたことは、支援室の駆動目標の1つである「燃え尽き防止」<sup>8)</sup>の遵守が功を奏したものと考えられる。Aさんの支援だけではなく、支援室スタッフ全員の活動エネルギーを考えながら、適切なタイミングで集中的な支援を行ったことは、結果としてその後のAさんへの修学支援の効率化に寄与し、他の学生への支援との両立を図りながら無理なく支援活動を行うことにつながったと思われる。

(2)「何について誰が支援すべきかについての速やかな合意形成」を実現するには、支援室内のみならず、関係部署やAさん、Aさんの保護者と

の信頼関係に基づく人的資源ネットワークづくりが欠かせなかった。支援室は、これまで行ってきた発達障害学生支援を通じて、各学部および教養教育部門の教務担当教職員との連携を積極的に図っていたため、既にAさんの修学支援における学内協働の土台が構築されていた。そのため、支援室スタッフは、AさんやAさんの保護者との信頼関係構築に専念することが可能であった。

(3)「修学状況の変化のモニタリングに基づく支援内容・役割の柔軟な変更」が実現したのは、発達障害学生支援で行ってきたナラティブ・アセスメント<sup>9)</sup>を中心に据えて、その結果を随時支援活動にフィードバックし、支援目標の改善を図るというプロセス<sup>10)</sup>が既に支援室に組み込まれていたからではないかと思われる。また、必要に応じて支援の担い手を変化させる取組み(例えば、Aさんの移動支援を支援室スタッフから学生ピアサポーターに移転させる試み)についても、支援室が発達障害学生支援を通じてその意義を見出した支援チームメンバーの構成・再構成のマネジメント<sup>8)</sup>の有効性を示唆するものであろう。この取組みは、Aさんだけではなく、支援が必要となる他障害学生への支援の両立可能性を高めることに資することになったと考えられる。

## 5. まとめと今後の課題

上記に示した3つのポイント、(1)入学直前後の集中的な支援、(2)何について誰が支援すべきかについての速やかな合意形成、(3)修学状況の変化に基づくモニタリングと支援内容・役割の柔軟な変更、については、支援室がAさんへの修学支援に先立ち、発達障害学生支援を通じて獲得した行動指針であったが、本稿では、Aさんに代表される身体に障害のある学生の修学支援についても当行動指針が適用可能かつ有効に働くことを示唆している。このことは、障害学生支援における「必要かつ適切な現状の変更や調整」の行為としての合理的配慮提供プロセスの在り方の一例を指し示すものであろう。それと同時に、これらの行動指針を備えうる支援組織づくりについても合わ

せて議論がなされる必要がある。

一方、障害学生に対する合理的配慮提供プロセスについて、合理的配慮の要件の1つである「配慮を提供する大学等にとって過重な負担」でないということ、大学等自身がどのような基準で判断するか、という課題がある。仮に負担内容が金銭的なものであったときに、何に照らして「過重な負担」とするかについての議論は現時点においてはほとんどない。本稿で取り上げたAさんのトイレ介助については、障害学生支援を担当する支援室の年間運営予算に照らして過重な負担でないことを「合理的な配慮」の判断の一つとしたが、実際には、大学等の運営予算に照らして、障害学生支援にかかる予算全体がどの程度なら「過重な負担」とは言えないか、との観点での検討が必要であろう。加えて、大学等の障害学生支援の予算が有限である以上、修学支援ニーズのある学生同士の公平性についての懸念が学内で生じたときに、支援室としてどのような姿勢でそれに向き合うか、についても検討する必要があるであろう。

## 謝辞

本稿への掲載を快く許諾してくださったAさんおよびAさんの保護者に心より御礼申し上げる。

## 引用文献

- 1) 日本学生支援機構：「障害学生修学支援ネットワーク」概要。  
[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/shien\\_network/nw.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/shien_network/nw.html)
- 2) 日本学生支援機構：大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査。  
[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/chosa12.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/chosa12.html)
- 3) 日本学生支援機構(2012)：教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成23年度改訂版)。  
[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/guide/top.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html)
- 4) 文部科学省(2012)：障がいのある学生の修

学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1329295.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)

- 5) 障害者政策委員会差別禁止部会（2012）：「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見。  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/pdf/bukai\\_iken1-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf)
- 6) 桶谷文哲・水野薫・吉永崇史・西村優紀美・斎藤清二（2011）：発達障害学生の大学移行支援，学園の臨床研究 10, 39-49.
- 7) 富山大学（2012）：富山大学における障害学生支援に関する基本方針。  
<http://www3.u-toyama.ac.jp/support/communication/policy/index.html>
- 8) 吉永崇史・斎藤清二（2010）：システム構築と運営のためのナレッジ・マネジメント。  
In（斎藤清二・西村優紀美・吉永崇史）発達障害大学生支援への挑戦—ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント，金剛出版。
- 9) 西村優紀美（2010）：ナラティブ・アセスメント。In（斎藤清二・西村優紀美・吉永崇史）発達障害大学生支援への挑戦—ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント，金剛出版。
- 10) 吉永崇史・西村優紀美（2010）：チーム支援を通じた合理的配慮の探究。In（斎藤清二・西村優紀美・吉永崇史）発達障害大学生支援への挑戦—ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント，金剛出版。